

認知症医療の充実に係る意見書（案）

見守りや支援の必要な認知症の高齢者は、都内で約20万人に及ぶと推計されており、今後ますます増えていくと見られている。また、65歳未満で発症する若年性認知症の人への支援の強化も重要な課題であり、認知症の人と家族が地域で安心して生活できるよう、医療体制を整備し、医療と介護との連携強化等を推進することが急務である。

こうした中、国は、認知症の医療相談、専門医による早期診断、標準的な治療の普及、認知症に関わる人材育成、医療と介護の連携強化、身体合併症への対応、入院治療のための空床確保などに取り組む、地域型認知症疾患医療センター及び基幹型認知症疾患医療センターの設置を制度化した。

しかし、これらに対する財源措置は不十分であり、しかも、基幹型認知症疾患医療センターの設置は各都道府県及び政令市につき1か所とされており、東京都の実情に合っていない。

また、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の更なる強化を図るため、平成21年度に新設された認知症対策連携強化事業は、原則として認知症疾患医療センターが設置されている区市町村しか対象とされていないことについても、改善が求められている。

さらに、認知症患者の受入れは一般病床では負担が重いため、身体疾患を発症した認知症患者が入院できる医療機関が不足していることも、深刻な問題となっている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 地域型認知症疾患医療センター及び基幹型認知症疾患医療センターに対する財源措置を拡充すること。
- 2 基幹型認知症疾患医療センターを、各都道府県及び政令市に複数箇所設置できるよう要件緩和等の措置を講ずること。
- 3 地域の実情に応じた医療と介護の連携を推進するため、認知症対策連携強化事業の対象を拡大し、認知症疾患医療センターが設置されていない区市町村においても実施できるようにすること。

- 4 一般病床での認知症の身体合併症患者の受入れを促進するため、診療報酬の改善及び一般急性期病院等の医師、看護師に対する研修を行うなどの対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月 日

東京都議会議長 和田 宗 春

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		